

役員報酬規程

(目的)

第01条 この規程は、一般社団法人 公開経営指導協会(以下「協会」という)の定款第28条の規程に基づき、常勤役員の報酬の支給について定める。

② 非常勤役員は原則として無報酬とする。

(役員報酬の定義)

第02条 この規程における役員報酬とは、協会が役員に対して支払うすべての報酬・手当等という。

(報酬の種類)

第03条 役員報酬は、基本報酬月額と役職手当の2種とする。

② 理事長の基本報酬は、各年度の役員報酬予算の内より月額70万円の範囲で、理事会において決定する額とする。

③ 理事長以外の役員の基本報酬は、各年度の役員報酬予算の内より月額50万円の範囲で、理事長が決定する額とする。

④ 役職手当は、第04条により決定する。

⑤ 職員兼務役員の報酬は、職員分は職員の給与規程に基づき支給し、役員分としては第04条により手当を支給する。

(役職手当)

第04条 役職手当は、その勤務形態・職責度に応じて理事長が決定する。

② 役職手当は、その職位に任ぜられた月から免ぜられた月まで毎月支給する。

③ 下表は、経済情勢および協会運営状況等により、変更することがある。

役 職 手 当 表

(月額：円)

職 位	1号	2号	3号	4号	5号
理事長	60,000	75,000	90,000	105,000	120,000
副理事長	40,000	52,000	64,000	76,000	88,000
常任理事	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
理 事	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000

(特別手当)

第05条 夏季および年末に職員へ賞与を支給するときは、役員には年額で基本報酬月額5ヵ月分以内の特別手当を支給する。

② 特別手当および支給日は、その都度定める。

(通勤手当の取扱い)

第06条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第07条 役員報酬は、職員給与の支払日に支払う。

② 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支払う。

③ 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で支払うものとする。

(補 則)

第08条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(付 則) この規程は、平成15年10月29日制定施行。平成25年4月1日一部改正施行。